

# 秋田県公報

目次

ページ

副知事兼公報(一六).....1

## 監査委員公告

監査結果公告16号

平成17年3月2日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年4月27日

秋田県監査委員	安杖正義
秋田県監査委員	菅原龍典
秋田県監査委員	小玉和夫

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日  
平成17年3月2日

2 請求人

秋田市檜山城南新町8番11号 鈴木正和  
秋田市仁井田本町二丁目16番6号 高橋京子

3 請求の要旨(原文)

(1) 山田代表監査委員は、平成16年5月18日の退庁時に「自・県総合庁舎。至・南通亀の町、3,070円」等と記入したタクシージャケットを使用し、秋田県からタクシージャケットに対し同額を支出させた。秋田市の「南通亀の町」は同監査委員が住む県公舎がある場所である。

右監査委員が退庁時に要する公舎までのタクシージャケット料金は通常1,000円～1,090円であるので、これは特別に高額である。そこで、県生連が監査委員事務局を通してその理由の説明を求めたところ、「茨島にある某ホームセンターで買い物をするために寄り道をしたもの」との回答が寄せられた(今年2月14日)。

県生連調査(事実証明書)によると、平成15年以来、代表監査委員が退庁時に使用したタクシージャケットで通常料金を3分の1以上超過しているものは本件を含めて4件存在する。

(2) 右「寄り道」の1年前には当時の副知事が退庁時に公用車を使ってパチンコや理髪店に「寄り道」し、県監査委員は請求人らの住民監査請求に対して(元)副知事の行為を厳しく糾弾し、15年6月25日に賠償を勧告している。

すると、この監査を主導した代表監査委員は、私用によるタクシー使用を公金で支払うことになんらの疑問をもたなかったのであるうか。

更に県生連は本年1月12日に本件への疑念を伝え、その理由を質した後に、代表監査委員が自ら県民に対し説明や責任の所在を明らかにすることを期待して推移を見守ってきた。ところが、今日までなんらの行動もないことは、本件について未だになんらの問題意識ももっていないものと思われる。そこで、請求人としては、やむなく本件請求をおこなうものである。

(3) パチンコであれ買物であれ、あるいはゴルフであれ、公私の区別なく公用車やタクシージャケットを使うことの本質に変わりはない。公金の厳正な執行を監視すべき代表監査委員のこのような行為は、監査に対する県民の信頼を大きく損なうものである。元副知事に続き、知事や代表監査委員というように県最高幹部らが相次いでこのような乱脈を行うことは県民として驚きと怒りを禁じえない。

については、事実証明記載の4件の各支出について監査を行い、目的外使用等の支出について関係者に賠償を行う等の勧告を求めらる。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

ただし、平成16年3月1日以前に支出されたタクシー使用料に関する請求は、法第242条第2項で定める1年の期間を経過してなされたものであり、同項ただし書の「正当な理由」があると判断すべき特段の事情も認められないことから、受理しないこととした。

第2 監査委員の除斥

監査委員山田昭郎は、法第199条の2の規定により除斥した。

- 第3 監査の実施
- 1 監査の対象事項  
代表監査委員の登退庁時におけるタクシー使用に関し、違法又は不当な公金の支出があったかどうか。
  - 2 監査対象課  
監査委員事務局
  - 3 請求人の証拠の提出及び陳述  
法第242条第6項の規定により、平成17年3月9日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの証拠の提出及び陳述はなかった。
  - 第4 監査の結果
    - 1 事実関係の確認  
(1) 監査委員の職について  
監査委員は、法第180条の5第1項の規定に基づき、県の執行機関の一つとして設置されている特別職である。  
監査委員には、法により特定の職との兼職等が禁じられているほか、直接の利害関係のある事件については除斥規定もあり、公正不偏な監査を実施するために必要な規定が設けられている。  
なお、現在、監査委員は常勤2名(内1名は代表監査委員)、非常勤2名(議会選出)の4名となっている。
    - (2) 監査委員の登退庁等の移動方法について  
ア 公用車の使用  
監査委員事務局には公用車として、トヨタクラウン(秋田300せ8701)1台が配置されている。  
定期監査等の実施に伴う監査委員の出張に公用車を使用しているほか、常勤の監査委員の登退庁時には、公用車による送迎を行っている。  
イ 上記ア以外の場合  
監査委員事務局の公用車の都合がつかない場合は、管財課所管の公用車を使用することとしているが、管財課の公用車にも空きがない場合はタクシーを使用している。  
なお、常勤監査委員には知事等の給与および旅費に関する条例(昭和31年10月15日秋田県条例第33号)第7条の規定による通勤手当は支給されていない。
    - (3) タクシー使用の手続き等について  
ア タクシーチケットの交付手続き等  
タクシーチケットの使用に関しては、「営業車使用チケット交付事務取扱

要綱」第2の規定により、本庁にあっては会計課が秋田ハイタク興業株式会社との間で利用方法及び代金支払い等の契約を取り交わすものとされている。

タクシーチケットの交付にあたっては、同要綱第3の規定により、タクシーを使用しようとする各課(室、局)の長は、会計課に交付申請し、チケットの交付を受けるものとされている。

次に、経費については、同要綱第4の規定により、チケット冊の代金及びタクシー使用料について、各課(室、局)の負担とされている。

#### イ タクシーチケットの使用管理

タクシーチケットを使用する際の管理については、「公務遂行に伴う営業車の使用について」(平成8年1月29日人-1397・財-549・会-396・管-1070総務部長・出納局長通知)33の規定により、タクシーを使用するために職員等へタクシーチケットを交付する際、「営業車使用チケット受払簿」により、使用年月日、使用者名、用務、乗車区間等を明記し、その使用管理を厳正に行うこととされている。

さらに、「会計事務の適正な執行について」(平成8年1月29日財-565・会-411財政課長・会計課長通知)2の規定により、「営業車使用チケット受払簿」とは別に、使用済みチケットを貼付した「営業車使用チケット整理簿」を整備することとされている。

#### ウ タクシー使用料の支払い手続き

タクシー使用料の支払いについては、秋田県財務規則(昭和39年2月25日秋田県規則第4号)第85条第2項第10号の規定により、支出負担行為兼支出命令書により行うことができ、タクシー使用后、契約先である秋田ハイタク興業株式会社からの請求に基づき、会計課の審査を経たうえで1ヶ月分を翌月にまとめて支払っている。

なお、タクシーチケットには一連の番号が付されており、不明チケットの発生防止などの措置が講じられている。

#### (4) タクシーチケットの使用状況について

監査の対象とした監査委員事務局における、平成16年3月2日以降の支出にかかるタクシーチケットの使用状況は次のとおりである。

チケット番号	使用年月日	使用者名	用務	乗車区間	使用料金	支払年月日
341649	16.3.5	代表監査委員	退庁	県庁-アトリオン	1,090円	16.4.20

341650	取消・廃棄					
341651	16.3.30	"	退庁	県庁～公舎(南通)	1,090円	16.4.20
341652	16.3.30	常勤監査委員	退庁	県庁～自宅(寺内)	910円	16.4.20
341653	16.4.22	"	退庁	県庁～自宅	1,000円	16.5.20
341654	16.5.17	"	登庁	自宅～県庁	1,000円	16.6.18
341655	16.5.17	"	退庁	県庁～自宅	1,000円	16.6.18
341656	16.5.18	代表監査委員	退庁	県庁～公舎	3,070円	16.6.18
341657	16.5.19	"	登庁	公舎～県庁	1,000円	16.6.18
341658	16.5.20	常勤監査委員	退庁	県庁～自宅	1,000円	16.6.18
341659	取消・廃棄					
341660	取消・廃棄					
341661	16.6.4	代表監査委員ほか	監査	秋田市内	1,000円	16.7.20
341662	16.6.4	"	監査	秋田市内	910円	16.7.20
341663	16.6.4	"	監査	秋田市内	1,490円	16.7.20
341664	16.6.4	代表監査委員	退庁	県庁～公舎	1,100円	16.7.20
341665	16.7.2	"	登庁	公舎～県庁	1,180円	16.8.20
341666	16.7.2	"	退庁	県庁～公舎	1,360円	16.8.20
341667	16.11.4	常勤監査委員	登庁	自宅～県庁	820円	16.12.20

341668	16.11.4	"	退庁	県庁～自宅	1,000円	16.12.20
341669	16.11.5	"	登庁	自宅～県庁	1,090円	16.12.20
341670	16.11.5	"	退庁	県庁～自宅	1,000円	16.12.20

(5) 平成16年5月18日のタクシー使用について

請求にある同日の代表監査委員の退庁に際して、監査委員事務局並びに管財課公用車の都合が付かないため、県総合庁舎から南通亀の町(公舎)までの乗車区間として、監査委員事務局からタクシーチケットを発行している。

使用料金3,070円については、秋田ハイタク興業株式会社からの平成16年5月分のタクシー使用料金の請求(5件分7,070円)を受け、平成16年6月4日支出負担行為兼支出命令を発議・決裁のうえ6月18日に支払いしている。

2 監査委員事務局の説明

(1) 平成16年5月18日のタクシー使用について

代表監査委員に当日のタクシー使用状況について確認したところ、「時間も経過しており、記憶が曖昧で断言できない。乗車するタクシーによっては経路の違いや渋滞する場合もあるため一概にいえませんが、通常時の乗車料金より大幅な超過になっていることから、ホームセンサーに立ち寄りしたと思われる。」とのことであった。

(2) 措置請求に対する考え方

代表監査委員からは、公務の予定や、特段の事情があった経路を逸脱する必要があることとの申し出はなく、請求のあったタクシー利用については、特段の事情もないことから、通常の退庁経路を逸脱しているものと考ええる。

監査委員事務局としてもタクシー使用にかかる公金支出の際には厳格な対応が必要であると考えており、内部牽制が有効に機能するよう努めるとともに、タクシー使用の廃止も含め検討したい。

今後は、職責に疑念をもちたれることのないよう綱紀の肅正に努めるとともに、監査に期待される役割と責任を十分に果たし、県民の信頼回復を図って参りたい。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

平成16年5月18日の退庁に伴う代表監査委員のタクシー使用について、請求人

は、「買い物をするための寄り道に、通常料金を大幅に超過する金額を公金で支出したことは、公私混同も甚だしく誠に遺憾である。」と主張している。

この点に関して監査委員事務局は、「時間も経過しており断言できないが、通常より過大な料金になったことは、代表監査委員がホームセンターに立ち寄ったためと思われる。」と説明している。

本件におけるタクシー使用については、公用車と同様、公用以外に使用することは想定されておらず、費用も最少に抑えることは当然のことと言える。

よって、当該タクシー使用は登退庁という公用目的から逸脱した不適正な使用と言わざるを得ない。

以上のことから、平成16年5月18日退庁時に使用したタクシー料金について、返還措置を講ずることを勧告する。

措置状況に対する回答期限は平成17年5月20日とする。

なお、代表監査委員の職にある者がこのような結果を招き、県民に不信を与えたことは極めて遺憾であり、今後は十分留意し職務に臨むことを強く要望するとともに、監査委員事務局において公用車使用の規定について見直し、タクシーの使用についても公用車に準じ適正な事務執行の徹底を図ることを望む。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社